

廃 第 1 9 7 6 号
平成 2 9 年 3 月 1 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産 業 廃 棄 物 課 長 様
各都道府県・政令市
産 業 廃 棄 物 行 政 主 管 部 (局) 長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 (法第 1 4 条の 6 において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
- | | |
|-------|--------------------|
| 住 所 | 埼玉県川口市榛松 1 8 8 番 1 |
| 名 称 | 株式会社グローブライン |
| 代 表 者 | 代表取締役 海野 清孝 |
- (2) 許可内容
- | | |
|-----------|---------------------------|
| (ア) 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業 |
| 許可の番号 | 第 0 1 2 0 0 0 6 0 6 8 4 号 |
| 許可年月日 | 平成 2 6 年 7 月 1 5 日 |
| 事業の区分 | 収集・運搬 (積替・保管を除く。) |
| (イ) 許可の種類 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| 許可の番号 | 第 0 1 2 5 0 0 6 0 6 8 4 号 |
| 許可年月日 | 平成 2 5 年 3 月 2 9 日 |
| 事業の区分 | 収集・運搬 (積替・保管を除く。) |
- (3) 処分年月日 平成 2 9 年 3 月 1 日
- (4) 行政処分の内容
許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社グローブラインについては、同社の役員が、平成27年12月22日にさいたま地方裁判所において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条(過失運転致傷)の罪により禁錮1年2月執行猶予3年の判決の言渡しを受け、平成28年1月6日に刑が確定した。

この事実により同人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に規定する法第14条第5項第2号ニ(法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの)に該当した。

(6) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員

氏名	生年月日	本籍	住所
海野 清孝	昭和42年8月27日	東京都足立区本木北町9番	埼玉県さいたま市緑区芝原2丁目20番地4

※記載内容は、平成29年1月17日付けで本県に提出された産業廃棄物処理業変更届出書及び同書に添付された住民票による。

2 (1) 被処分者

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4671番地1
名 称 有限会社ステップ・サービス
代 表 者 代表取締役 佐藤 一義

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200112903号
許可年月日 平成26年11月7日
事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

(3) 処分年月日 平成29年3月1日

(4) 行政処分の内容

許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社ステップ・サービスは、平成28年12月27日にさいたま地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イ)に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 吉橋
TEL 043-223-2684